

公の施設の指定管理者の指定の件（第二かしわ学園等）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置並びに指定管理者

名称	位置	指定管理者
札幌市第二 かしわ学園	札幌市豊平 区平岸4条 18丁目	札幌市中央区大通西5丁目11番地 社会福祉法人北海道社会福祉事業団 理事長 内海 敏江
札幌市あか しあ学園	札幌市東区 北17条東 5丁目	札幌市中央区大通西5丁目11番地 社会福祉法人北海道社会福祉事業団 理事長 内海 敏江
札幌市社会 自立センタ ー	札幌市東区 伏古1条2 丁目	札幌市白石区菊水1条4丁目5番1号 社会福祉法人札幌親会 理事長 中原 明

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、第二かしわ学園等の指定  
管理者を指定するため、本案を提出する。